



## GRIガイドライン（第4版）/ISO26000対照表

国際標準に即したサステナビリティ報告に向けて、GRI (Global Reporting Initiative) 「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版」 およびまた、ISO26000 「社会的責任に関する手引き」 の7つの中核主題に該当する項目を示しています。

ISO26000 「社会的責任に関する手引き」 の中核主題を参考にしています。GRIガイドライン第4版についてはこちらのURL [□](#) を、ISO26000規格の詳細については[www.iso.org](http://www.iso.org) [□](#) をご参照ください。

項目	指標	ISO26000	掲載箇所
<b>一般標準開示項目</b>			
<b>戦略および分析</b>			
G4-1	組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	4.7 国際行動規範の尊重 6.2 組織統治 7.4.2 社会的責任に関する組織の方向性の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ トップメッセージ</li> </ul>
G4-2	主要な影響、リスクと機会		<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ トップメッセージ</li> <li>▷ 環境委員長メッセージ</li> <li>▷ SUBARUグループのCSR</li> <li>▷ クライシスリスク</li> <li>▷ リスク情報</li> </ul>
<b>組織のプロフィール</b>			
G4-3	組織の名称		▷ 会社概要
G4-4	主要なブランド、製品およびサービス		▷ 会社概要
G4-5	組織の本社の所在地		▷ 会社概要

G4-6	組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称
G4-7	組織の所有形態や法人格の形態
G4-8	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）
G4-9	組織の規模
G4-10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用契約別および男女別の総従業員数</li> <li>・ 雇用の種類別、男女別の総正社員数</li> <li>・ 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力</li> <li>・ 地域別、男女別の総労働力</li> <li>・ 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負業者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否か</li> <li>・ 雇用者数の著しい変動（例えば観光業や農業における雇用の季節変動）</li> </ul>
G4-11	団体交渉協定の対象となる全従業員の比率
G4-12	組織のサプライチェーン
G4-13	報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実

6.3.10 労働における基本的原則及び権利  
6.4.1-6.4.2 労働慣行  
6.4.3 雇用及び雇用関係  
6.4.4 労働条件及び社会的保護  
6.4.5 社会的対話  
6.8.5 雇用創出及び技能開発  
7.8 社会的責任に関する自主的なイニシアティブ

<p>&gt; <a href="#">事業所・関係会社</a></p>
<p>&gt; <a href="#">会社概要</a></p>
<p>&gt; <a href="#">事業所・関係会社</a></p>
<p>&gt; <a href="#">会社概要</a></p>
<p>&gt; <a href="#">従業員データ</a>  （SUBARU単独）</p>
<p>&gt; <a href="#">労使コミュニケーション</a></p>
<p>&gt; <a href="#">自動車にかかわる当社の環境負荷全体像【2016年度】</a></p>
<p>-</p>

外部のイニシアティブへのコミットメント			
G4-14	組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方		> 化学物質管理（IMDSの運用）
G4-15	外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの		> トップメッセージ > SDGsへの取り組み
G4-16	<p>（企業団体など）団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるものについて、会員資格の一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガバナンス組織において役職を有しているもの</li> <li>・ プロジェクトまたは委員会に参加しているもの</li> <li>・ 通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの</li> <li>・ 会員資格を戦略的なものとして捉えているもの</li> </ul>		-
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー			
G4-17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体</li> <li>・ 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか</li> </ul>		> 財務・業績
G4-18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス</li> <li>・ 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したか</li> </ul>		> 編集方針
G4-19	報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面	5.2 社会的責任の認識 7.3.2 組織にとっての中核主題及び課題の関連性及び重要性の判断 7.3.3 組織の影響力の範囲 7.3.4 課題に取り組むための優先順位の決定	-
G4-20	各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー		-

G4-21	各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー		-
G4-22	過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由		-
G4-23	スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更		-
<b>ステークホルダー・エンゲージメント</b>			
G4-24	組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	5.3 ステークホルダーの特定及びステークホルダーエンゲージメント	<a href="#">&gt; ステークホルダーの皆様とのかかわり</a>
G4-25	組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準		<a href="#">&gt; ステークホルダーの皆様とのかかわり</a>
G4-26	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法（種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など）		<a href="#">&gt; ステークホルダーの皆様とのかかわり</a>
G4-27	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）		<a href="#">&gt; ステークホルダーの皆様とのかかわり</a>
<b>報告書のプロフィール</b>			
G4-28	提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）		<a href="#">&gt; 編集方針</a>
G4-29	最新の発行済報告書の日付（該当する場合）		<a href="#">&gt; 編集方針</a>
G4-30	報告サイクル（年次、隔年など）		<a href="#">&gt; 編集方針</a>
G4-31	報告書またはその内容に関する質問の窓口		<a href="#">&gt; 編集方針</a>

GRI内容索引			
G4-32	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織が選択した「準拠」のオプション</li> <li>選択したオプションのGRI 内容索引</li> <li>報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報</li> </ul>	7.5.3 社会的責任に関するコミュニケーションの種類 7.6.2 社会的責任に関する報告及び主張の信頼性向上	本表
保証			
G4-33	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行</li> <li>サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準</li> <li>組織と保証の提供者の関係</li> <li>最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か</li> </ul>		-
ガバナンス			
ガバナンスの構造と構成			
G4-34	組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）		> コーポレートガバナンス体制
G4-35	最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセス		> コーポレートガバナンス体制 > SUBARUグループのCSR
G4-36	組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否か		> コーポレートガバナンス体制
G4-37	ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセス		> SUBARUグループのCSR
G4-38	最高ガバナンス組織およびその委員会の構成		> コーポレートガバナンス体制

G4-39	最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否か
G4-40	最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセス
G4-41	最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセス
<b>目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割</b>	
G4-42	経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割
<b>最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価</b>	
G4-43	経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集合的知見を発展・強化するために講じた対策
G4-44	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセス</li> <li>最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置</li> </ul>
<b>リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割</b>	
G4-45	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割</li> <li>ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否か</li> </ul>

## 6.2 組織統治

7.4.3 組織の統治、システム及び手順への社会的責任の組み込み  
7.7.5 パフォーマンスの改善

<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレートガバナンス体制</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレートガバナンス体制</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会のメンバーによる利益相反の防止</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方</li> <li>コーポレートガバナンスガイドライン </li> <li>コーポレートガバナンス報告書 </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>SUBARUグループのCSR</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレートガバナンス体制</li> <li>コーポレートガバナンス報告書 </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレートガバナンス報告書 </li> <li>SUBARUグループのCSR</li> </ul>

G4-46	組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割
G4-47	最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度
<b>サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割</b>	
G4-48	組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職
<b>経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割</b>	
G4-49	最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセス
G4-50	最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段
<b>報酬とインセンティブ</b>	
G4-51	最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針
G4-52	報酬の決定プロセス
G4-53	報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか
G4-54	組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）に対する比率

<a href="#">SUBARUグループのCSR</a>
-
-
<a href="#">コーポレートガバナンス体制</a>
<a href="#">コーポレートガバナンス報告書</a> 
<a href="#">役員報酬会議</a>
<a href="#">役員報酬会議</a>
<a href="#">コーポレートガバナンスガイドライン</a> 
-

G4-55	組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率		-
<b>倫理と誠実性</b>			
G4-56	組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）	4.4 倫理的な行動 6.6.3 汚職防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ SUBARUグループのCSR</li> </ul>
G4-57	倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度（電話相談窓口）		<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ リスク管理体制の整備の状況</li> </ul>
G4-58	非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）		<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ リスク管理体制の整備の状況</li> <li>▷ コンプライアンス・ホットライン制度</li> </ul>
<b>特定標準開示項目</b>			
<b>マネジメント手法の開示項目に関する手引き</b>			
G4-DMA	側面がマテリアルである理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 社会的責任の中核主題に関する手引き</li> <li>7.3.1 デューディリジェンス</li> <li>7.4.3 組織の統治、システム及び手順への社会的責任の組込み</li> <li>7.7.3 社会的責任に関する組織の進捗及びパフォーマンスの確認</li> <li>7.7.5 パフォーマンスの改善</li> </ul>	-

カテゴリー：経済

側面：経済パフォーマンス

G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値	6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 6.8.3 コミュニティへの参画 6.8.7 富及び所得の創出 6.8.9 社会的投資	> 決算資料
G4-EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	> リスク情報
G4-EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	6.8.7 富及び所得の創出	-
G4-EC4	政府から受けた財務援助	-	-

側面：地域での存在感

G4-EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	6.3.7 差別及び社会的弱者 6.3.10 労働における基本的原則及び権利 6.4.3 雇用及び雇用関係 6.4.4 労働条件及び社会的保護 6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	-
G4-EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	6.4.3 雇用及び雇用関係 6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 6.8.5 雇用創出及び技能開発 6.8.7 富及び所得の創出	-

側面：間接的な経済影響

G4-EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	6.3.9 経済的、社会的及び文化的権利 6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 6.8.7 富及び所得の創出 6.8.9 社会的投資	-
--------	-----------------------	--	---

G4-EC8	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	<p>6.3.9 経済的、社会的及び文化的権利</p> <p>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</p> <p>6.6.7 財産権の尊重</p> <p>6.7.8 必要不可欠なサービスへのアクセス</p> <p>6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p> <p>6.8.5 雇用創出及び技能開発</p> <p>6.8.7 富及び所得の創出</p> <p>6.8.9 社会的投資</p>	<p>&gt; トップメッセージ</p> <p>&gt; CSRの考え方</p>
<b>側面：調達慣行</b>			
G4-EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	<p>6.4.3 雇用及び雇用関係</p> <p>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</p> <p>6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p> <p>6.8.7 富及び所得の創出</p>	-
<b>カテゴリー：環境</b>			
<b>側面：原材料</b>			
G4-EN1	使用原材料の重量または量	6.5.4 持続可能な資源の利用	> 自動車にかかわる当社の環境負荷全体像【2016年度】
G4-EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	6.5.4 持続可能な資源の利用	> 自動車にかかわる当社の環境負荷全体像【2016年度】
<b>側面：エネルギー</b>			
G4-EN3	組織内のエネルギー消費量	6.5.4 持続可能な資源の利用	> 自動車にかかわる当社の環境負荷全体像【2016年度】
G4-EN4	組織外のエネルギー消費量	6.5.4 持続可能な資源の利用	-
G4-EN5	エネルギー原単位	6.5.4 持続可能な資源の利用	> エネルギー使用量

G4-EN6	エネルギー消費の削減量	6.5.4 持続可能な資源の利用 6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	> エネルギー使用量
G4-EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	6.5.4 持続可能な資源の利用 6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	> 環境に配慮したクルマ
<b>側面：水</b>			
G4-EN8	水源別の総取水量	6.5.4 持続可能な資源の利用	-
G4-EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	6.5.4 持続可能な資源の利用	> 水リスク調査の実施
G4-EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	6.5.4 持続可能な資源の利用	-
<b>側面：生物多様性</b>			
G4-EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	> 生物多様性
G4-EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	> 生物多様性
G4-EN13	保護または復元されている生息地	6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	-
G4-EN14	事業の影響を受ける地域に生息するIUCN レッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。	6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	-
<b>側面：大気への排出</b>			
G4-EN15	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	> CO <sub>2</sub> 排出量
G4-EN16	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	> 物流における取り組み

G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出（スコープ3）	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	<a href="#">サプライチェーン温室効果ガス排出量</a>
G4-EN18	温室効果ガス（GHG）排出原単位	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	<a href="#">第5次環境ボランタリープラン</a> 
G4-EN19	温室効果ガス（GHG）排出量の削減量	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	<a href="#">CO<sub>2</sub>排出量</a>
G4-EN20	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	6.5.3 汚染の予防 6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	<a href="#">自動車にかかわる当社の環境負荷全体像【2016年度】</a>
G4-EN21	NO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 、およびその他の重大な大気排出	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	<a href="#">NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>排出量</a>
<b>側面：排水および廃棄物</b>			
G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量	6.5.3 汚染の予防 6.5.4 持続可能な資源の利用	<a href="#">水資源使用量</a> <a href="#">事業所別環境データ</a>
G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	6.5.3 汚染の予防	<a href="#">工場における廃棄物削減の取り組み</a>
G4-EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	6.5.3 汚染の予防	<a href="#">環境関連法規制等の順守状況</a>
G4-EN25	バーゼル条約付属文書I、II、III、VIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	6.5.3 汚染の予防	<a href="#">国内法PRTR対象物質取扱量、排出量</a>
G4-EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	6.5.3 汚染の予防 6.5.4 持続可能な資源の利用 6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	-
<b>側面：製品およびサービス</b>			
G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	6.5.3 汚染の予防 6.5.4 持続可能な資源の利用 6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応 6.7.5 持続可能な消費	<a href="#">環境に配慮したクルマ</a>

G4-EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率（区分別）	6.5.3 汚染の予防 6.5.4 持続可能な資源の利用 6.7.5 持続可能な消費	＞工場における廃棄物削減の取り組み
<b>側面：コンプライアンス</b>			
G4-EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	4.6 法の支配の尊重	＞環境関連法規制等の順守状況
<b>側面：輸送・移動</b>			
G4-EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	6.5.4 持続可能な資源の利用 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進	＞SUBARU車の輸送における環境負荷の低減
<b>側面：環境全般</b>			
G4-EN31	環境保護目的の総支出と総投資（種別別）	6.5.1-6.5.2 環境	＞環境会計【SUBARUグループの2016年度実績】
<b>側面：サプライヤーの環境評価</b>			
G4-EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	6.3.5 加担の回避 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進 7.3.1 デューディリジェンス	＞グリーン調達
G4-EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置	6.3.5 加担の回避 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進 7.3.1 デューディリジェンス	＞環境に配慮した調達 ＞SUBARU車の輸送における環境負荷の低減
<b>側面：環境に関する苦情処理制度</b>			
G4-EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	6.3.6 苦情解決	＞環境関連法規制等の順守状況

カテゴリー：社会

サブカテゴリー：労働慣行とディーセント・ワーク

側面：雇用

G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	6.4.3 雇用及び雇用関係	>従業員データ（SUBARU単独）
G4-LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）	6.4.4 労働条件及び社会的保護 6.8.7 富及び所得の創出	-
G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	6.4.4 労働条件及び社会的保護	>ワークライフバランス推進実績（SUBARU単独）

側面：労使関係

G4-LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）	6.4.3 雇用及び雇用関係 6.4.5 社会対話	>労使コミュニケーション
--------	--	------------------------------	--------------

側面：労働安全衛生

G4-LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	6.4.6 労働における安全衛生	-
G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数（地域別、男女別）	6.4.6 労働における安全衛生 6.8.8 健康	>災害・事故ゼロに向けて
G4-LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	6.4.6 労働における安全衛生 6.8.8 健康	-
G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	6.4.6 労働における安全衛生	>労働安全衛生の考え方

側面：研修および教育

G4-LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）	6.4.7 職場における人材育成及び訓練	-
--------	-------------------------------	----------------------	---

G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	6.4.7 職場における人材育成及び訓練 6.8.5 雇用創出及び技能開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 60歳定年後の再雇用の取り組み</li> <li>▷ 技能伝承に向けた取り組み</li> </ul>
G4-LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別）	6.4.7 職場における人材育成及び訓練	▷ 公正な評価と能力開発支援
<b>側面：多様性と機会均等</b>			
G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別）	6.2.3 意思決定のプロセス及び構造 6.3.7 差別及び社会的弱者 6.3.10 労働における基本的原則及び権利 6.4.3 雇用及び雇用関係	-
<b>側面：男女同一報酬</b>			
G4-LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比（従業員区分別、主要事業拠点別）	6.3.7 差別及び社会的弱者 6.3.10 労働における基本的原則及び権利 6.4.3 雇用及び雇用関係 6.4.4 労働条件及び社会的保護	-
<b>側面：サプライヤーの労働慣行評価</b>			
G4-LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	6.3.5 加担の回避 6.4.3 雇用及び雇用関係 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進 7.3.1 デューディリジェンス	▷ サプライヤーCSRガイドライン
G4-LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響（現実のもの、潜在的なもの）と実施した措置	6.3.5 加担の回避 6.4.3 雇用及び雇用関係 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進 7.3.1 デューディリジェンス	-
<b>側面：労働慣行に関する苦情処理制度</b>			
G4-LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	6.3.6 苦情解決	▷ コンプライアンス・ホットライン制度

サブカテゴリー：人権			
側面：投資			
G4-HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	6.3.3 デューディリジェンス 6.3.5 加担の回避 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進	-
G4-HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間（研修を受けた従業員の比率を含む）	6.3.5 加担の回避	-
側面：非差別			
G4-HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	6.3.6 苦情解決 6.3.7 差別及び社会的弱者 6.3.10 労働における基本的原則及び権利 6.4.3 雇用及び雇用関係	-
側面：結社の自由と団体交渉			
G4-HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	6.3.3 デューディリジェンス 6.3.4 人権に関する危機的状況 6.3.5 加担の回避 6.3.8 市民的及び政治的権利 6.3.10 労働における基本的原則及び権利 6.4.5 社会対話 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進	-
側面：児童労働			
G4-HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	6.3.3 デューディリジェンス 6.3.4 人権に関する危機的状況 6.3.5 加担の回避 6.3.7 差別及び社会的弱者 6.3.10 労働における基本的原則及び権利 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進 6.8.4 教育及び文化	<a href="#">           &gt; サプライヤーCSRガイドライン         </a>

側面：強制労働			
G4-HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	6.3.3 デューディリジェンス 6.3.4 人権に関する危機的状況 6.3.5 加担の回避 6.3.10 労働における基本的原則及び権利 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進	<a href="#">           &gt; サプライヤーCSRガイドライン         </a>
側面：保安慣行			
G4-HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	6.3.4 人権に関する危機的状況 6.3.5 加担の回避 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進	-
側面：先住民の権利			
G4-HR8	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	6.3.4 人権に関する危機的状況 6.3.6 苦情解決 6.3.7 差別及び社会的弱者 6.3.8 市民的及び政治的権利 6.6.7 財産権の尊重 6.8.3 コミュニティへの参加	-
側面：人権評価			
G4-HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	6.3.3 デューディリジェンス 6.3.4 人権に関する危機的状況 6.3.5 加担の回避	-
側面：サプライヤーの人権評価			
G4-HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	6.3.3 デューディリジェンス 6.3.4 人権に関する危機的状況 6.3.5 加担の回避 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進	<a href="#">           &gt; サプライヤーCSRガイドライン         </a>

G4-HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	6.3.3 デューディリジェンス 6.3.4 人権に関する危機的状況 6.3.5 加担の回避 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進	-
<b>側面：人権に関する苦情処理制度</b>			
G4-HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	6.3.6 苦情解決	＞コンプライアンス・ホットライン制度
<b>サブカテゴリー：社会</b>			
<b>側面：地域コミュニティ</b>			
G4-SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	6.3.9 経済的、社会的及び文化的権利 6.5.1-6.5.2 環境 6.5.3 汚染の予防 6.8 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	-
G4-SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	6.3.9 経済的、社会的及び文化的権利 6.5.3 汚染の予防 6.8 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	-
<b>側面：腐敗防止</b>			
G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行 6.6.3 汚職防止	-
G4-SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行 6.6.3 汚職防止 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進	＞贈収賄防止の取り組み
G4-SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置	6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行 6.6.3 汚職防止	＞贈収賄防止の取り組み
<b>側面：公共政策</b>			
G4-SO6	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行 6.6.4 責任ある政治的関与	-

側面：反競争的行為			
G4-S07	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行 6.6.5 公正な競争 6.6.7 財産権の尊重	-
側面：コンプライアンス			
G4-S08	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	4.6 法の支配の尊重	-
側面：サプライヤーの社会への影響評価			
G4-S09	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	6.3.5 加担の回避 6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進 6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 7.3.1 デューディリジェンス	▶ サプライヤーCSRガイドライン
G4-S010	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	6.3.5 加担の回避 6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進 6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 7.3.1 デューディリジェンス	-
側面：社会への影響に関する苦情処理制度			
G4-S011	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	6.3.6 苦情解決 6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行 6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	▶ コンプライアンス・ホットライン制度

サブカテゴリー：製品責任

側面：顧客の安全衛生

G4-PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	6.7.1-6.7.2 消費者課題 6.7.4 消費者の安全衛生の保護 6.7.5 持続可能な消費 6.8.8 健康	▶ 品質マネジメントサイクルの運用
G4-PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 法の支配の尊重 6.7.1-6.7.2 消費者課題 6.7.4 消費者の安全衛生の保護 6.7.5 持続可能な消費 6.8.8 健康	▶ リコールへの対応

側面：製品およびサービスのラベリング

G4-PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	6.7.1-6.7.2 消費者課題 6.7.3 公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行 6.7.4 消費者の安全衛生の保護 6.7.5 持続可能な消費 6.7.9 教育及び意識向上	-
G4-PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 法の支配の尊重 6.7.1-6.7.2 消費者課題 6.7.3 公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行 6.7.4 消費者の安全衛生の保護 6.7.5 持続可能な消費 6.7.9 教育及び意識向上	-
G4-PR5	顧客満足度調査の結果	6.7.1-6.7.2 消費者課題 6.7.6 消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決	▶ お客さま満足度調査の実施

側面：マーケティング・コミュニケーション			
G4-PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上	-	-
G4-PR7	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 法の支配の尊重 6.7.1-6.7.2 消費者課題 6.7.3 公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行	-
側面：顧客プライバシー			
G4-PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	6.7.1-6.7.2 消費者課題 6.7.7 消費者データ保護及びプライバシー	> 個人情報保護への取り組み
側面：コンプライアンス			
G4-PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	4.6 法の支配の尊重 6.7.1-6.7.2 消費者課題 6.7.3 公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行	> リコールへの対応